



「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領(案)」 に対する県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、動物愛護管理法等に基づき、動物取扱業者の登録の取消し又は業務停止、特定動物の飼養又は保管の許可の取消し、その他の不利益処分、勧告等の実施に係る事務の取扱い等について定める要領の策定を検討しています。

つきましては、その内容について広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1 募集事項

「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領(案)」に対するご意見

2 募集期間

令和3年12月3日(金)から令和4年1月3日(月)まで

3 資料の閲覧方法

県庁食品・生活衛生課、行政情報センター(県庁西庁舎1階)、各地域振興局の行政情報コーナー、各保健福祉事務所食品衛生相談窓口と次のホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kurashi/aigo/aigo/ikennkoubo/hurieki/syobunnyouryou211126.html>

4 意見の提出方法及び提出先

別添「意見提出用紙」に記入の上、長野県食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- (1) 郵送 〒380-8570 長野県食品・生活衛生課あて
(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)
- (2) ファクシミリ 026-232-7288
- (3) 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

5 ご意見の取扱い

提出いただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。なお、住所、氏名など個人に関する情報は、公開しません。また、他の目的で使用することは一切ありません。

6 注意事項

- (1) 電話によるご意見の提出はご遠慮ください。
- (2) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
- (3) 意見提出用紙には、氏名又は名称、住所又は所在地を明記してください。
- (4) ご意見のうち、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方を示さない場合があります。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 食品・生活衛生課 乳肉・動物衛生係
(課長)吉田 徹也 (担当)高井 剛介
電話:026-235-7154(直通)
026-232-0111(内線 2656)
FAX:026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp